

電子申請の入力方法

CR免許局:再免許申請

ー デジタル単機 ー

2026/07/01
関東総合通信局
陸上第三課

トップページ > マイページ

マイページ

申請・届出

新規申請を開始 >

作成中の申請を再開 >

過去の申請を流用して作成 >

一括送信 >

各種照会

申請届出状況照会 >

過去申請履歴照会 >

納付情報照会 >

通知書照会 >

電子免許状等照会 >

アカウント管理

アカウント管理 >

委任管理 >

サポート

ご利用ガイド >

よくあるご質問 >

お知らせ

現在、お知らせはありません。

[お知らせ一覧を見る](#)

現在の申請・届出状況

現在、進行中の申請・届出はありません。

申請届出状況一覧を見る

作成中の申請を再開する

保有している電子免許状等

現在、保有している電子免許状等はありません。

電子免許状等一覧を見る

過去申請履歴一覧を見る

申請・届出を開始する

新規申請を開始

作成中の申請を再開

過去の申請を流用して作成

一括送信

「新規申請を開始」を押下

申請・届出を知る

電波利用 電子申請・届出システムで行える手続き、入力画面に表示される項目や手順の説明などを掲載しています。

各種申請一覧

無線局に関する申請・届出等の様々な手続き

技術基準適合証明等の報告に関する手続き

技適未取得機器に関する届出の手続き

申請の流れ

各種申請の流れ

免許状の受取方法

申請手数料等の納付方法

代理申請の方法

ご利用にあたって

初めてご利用の方

推奨環境

手順・操作方法

画面番号： SHN0011

トップページ > マイページ > 申請種別選択

申請種別選択

申請・届出

新規申請を開始 >

作成中の申請を再開 >

過去の申請を適用して作成 >

一括送信 >

各種照会

申請届出状況照会 >

過去申請履歴照会 >

納付情報照会 >

通知書照会 >

電子免許状等照会 >

アカウント管理

アカウント管理 >

委任管理 >

サポート

ご利用ガイド >

よくあるご質問 >

開始したい手続きの種類を以下から選択し、申請・届出を行ってください。

無線局に関する申請・届出等の様々な手続き

旧電子申請・届出システム（電子証明書方式）に相当します。電波利用に係る下記の申請・届出が行えます。
※ 以下の手続きは、パソコン専用です。スマートフォンやタブレットでは正常に表示・動作しない可能性があります。

申請・届出

無線局申請

特定無線局申請

登録局申請

特定無線局開設届（携帯電話基地局等）

登録検査等事業者等

XMLファイルを読み込んで作成

その他

無線局情報入力支援機能

無線局に関する申請・届出等の様々な手続きの関連情報

各種申請の説明を確認する

よくあるご質問を確認する

操作手順を確認する

アマチュア局専用の簡易な手続き

万が一、「無線局に関する申請・届出等の様々な手続き」が表示されない場合は、以下のリンクを参照ください

利用サービスが追加されてない場合

利用サービスの追加の手順 | ご利用ガイド | 電波利用電子申請

法人アカウントでログインIDパスワードを利用の場合

ログイン方法の選択について | ご利用ガイド | 電波利用電子申請

解決しない場合の問い合わせ先

お問い合わせ | サポート | 電波利用電子申請

アマチュア局専用の簡易な手続きの関連情報

よくあるご質問を確認する

操作手順を確認する

技適未取得機器に関する届出の手続き

特例による無線機器を用いた実験等を行う場合の届出が行えます。
変更届出・廃止届出の手続きは、過去申請履歴照会画面で該当する届出を選択し、詳細画面から行ってください。

申請・届出

開設届出

技適未取得機器に関する届出の手続きの関連情報

各種申請の説明を確認する

よくあるご質問を確認する

操作手順を確認する

マイページへ戻る

↑

画面番号： SHN0033

申請種別選択

申請種別選択

■ 申請種別選択

申請種別無線局申請

申請区分再免許申請

無線局の種別CR簡易無線局

☐ 実用化試験局

宛先関東総合通信局長

提出先

担当部課無線通信部陸上第三課

文書番号ヘルプ

① 以下の内容を選択

申請区分：再免許申請

無線局の種別：CR 簡易無線局

宛先：* 下記参照のこと

担当部課：* 下記参照のこと

■ 免許等および処分通知等を受ける方法等について（確認）

● すべて電磁的方法により閲覧します。

※ 電子免許状等（免許記録等）および免許状等照会画面）等により

※ 申請・届出等の手続等の処

照会の各画面）等により確

※ 免許事項証明書等が必要な方

通常は、免許事項証明書等の

子免許状等（免許記録等）の

※ 書面の委任状の場合は、処分

※ 処分通知等を書面により受け

に記載してください。（書面は

「処分通知等」を希望する

なお、書面による処分通知等

また、備考欄の記載の有無に

電子免許状等（免許記録等）

● 電子免許状等（免許記録等）

また、電子処分通知等は、

● 無線局等は、①このシステム

記録等）の写しを備え付け

● 用語については次のとおり

● 「電子免許状等（免許記録等）」

録は「（無線局）免許状」。

● 「免許事項証明書等」とは、

書および許可事項証明書をい

なお、「登録検査等事業者等申請」では、登録情報

登録検査等事業者登録通知書」が閲覧できます。

● 「処分通知等」とは、処分の通知その他の法令に基づき総務省が行う通知をい

書、無線局検査結果通知書」等をいいます。処分通知等は、「処分書」「〇〇通知書」等

～ 宛先・担当部課の補足 ～

再免許申請の提出先は免許番号によって異なります。

以下の総合通信局の担当部課及び免許番号をご確認ください。

宛先	担当部課	免許番号
関東 総合通信局長	無線通信部 陸上第三課	関K 第〇〇号
信越 総合通信局長	無線通信部 無線通信課	信K 第〇〇号
東海 総合通信局長	無線通信部 陸上課	海K 第〇〇号
北陸 総合通信局長	無線通信部 無線通信課	陸K 第〇〇号
近畿 総合通信局長	無線通信部 陸上第三課	近K 第〇〇号
中国 総合通信局長	無線通信部 陸上課	中K 第〇〇号
四国 総合通信局長	無線通信部 無線通信課(陸上)	四K 第〇〇号
九州 総合通信局長	無線通信部 陸上課	九K 第〇〇号
東北 総合通信局長	無線通信部 陸上課	東K 第〇〇号
北海道 総合通信局長	無線通信部 陸上課	北K 第〇〇号
沖縄 総合通信事務所長	無線通信課(陸上)	沖K 第〇〇号

マイページに戻る

② 「申請情報入力」を押下

申請情報入力

再免許申請

[詳細ページ](#)

「**自動入力**」を押下。修正が必要な場合は編集で修正

団体：「団体名」及び「その団体の長」で申請すること
※防災部長・会計部長等では受付不可

自動入力

編輯

※住所氏名等が免許内容と相違する場合は、
変更申請(届)により、住所氏名等の変更が必要です

全体ページ

[illegible]

詳細ページ

全体ページ

代理人情報の記入は申請提出者が「申請者本人」の場合と「代理人」の場合で異なります

申請者自身による申請の場合

申請者自身による申請の場合は、「委任しない」を選択

■ 代理人情報

委任

☒ 委任しない ☐ 委任する(電子委任状を含む) ☐ 委任する(電子委任状を含まない)

ヘルプ

代理人による申請の場合

- ① 代理人による申請の場合は、「委任する」を選択
 - * 電子的に委任する場合は、「電子委任状を含む」
 - * 書面の委任状により委任する場合は、「電子委任状を含まない」

■ 代理人情報

委任

☐ 委任しない ☒ 委任する(電子委任状を含む) ☐ 委任する(電子委任状を含まない)

ヘルプ

・ 代理人情報明細

ヘルプ

追加

編集

複製

削除

② 「追加」を押下し、代理人情報明細を追加

③ 書面の委任状により委任する場合は、添付書類に委任状を追加

申請書

The screenshot shows a multi-page application form. The 'Application' section is highlighted, showing fields for name, address, and contact information. Below this, there are sections for 'Application Details' and 'Attachments'. The 'Application Details' section includes fields for 'Application Type', 'Application Period', and 'Application Fee'. The 'Attachments' section includes fields for 'Attachment Name', 'Attachment Type', and 'Attachment File'. The form is designed with a clean, professional layout and includes various validation and help features.

再免許申請

[詳細ページ](#)

2年以内に電波法に違反したことがない場合は、「無」を選択

全体ページ

[illegible]

詳細ページ

全体ページ

無線局に関する事項

① ボックスにチェック

☐無線局免許手続規則第16条の3の規定により、添付書類(事項書等)の提出を省略

事項書情報

ヘルプ

追加

編集

複製

削除

↑

↓

選択	無線局の種別	局数	識別信号	免許の番号	免許の年月日	希望する免許の有効期限
----	--------	----	------	-------	--------	-------------

■外資規制の対象となる無線局に該当する申請の場合

事項書情報画面等の添付書類欄に必要事項を記入するとともに外資規制に関する様式及び添付書類を添付願います。

記載例等の詳細については、電子申請・届出システムホームページの「重要なお知らせ」の「令和5年4月20日から施行の改正電波法について（外資規制関係）」（令和5年4月20日）に掲載の「電子申請・届出システムによる電波法第5条に規定する欠格事由の記入方法及び外資規制関連情報の提出方法」を参照ください。

申請書

無線局に関する事項

無線局免許手続規則第16条の3の規定により、添付書類(事項書等)の提出を省略

事項書情報

ヘルプ

追加

編集

複製

削除

↑

↓

選択	無線局の種別	局数	識別信号	免許の番号	免許の年月日	希望する免許の有効期限
----	--------	----	------	-------	--------	-------------

■外資規制の対象となる無線局に該当する申請の場合

事項書情報画面等の添付書類欄に必要事項を記入するとともに外資規制に関する様式及び添付書類を添付願います。

記載例等の詳細については、電子申請・届出システムホームページの「重要なお知らせ」の「令和5年4月20日から施行の改正電波法について（外資規制関係）」（令和5年4月20日）に掲載の「電子申請・届出システムによる電波法第5条に規定する欠格事由の記入方法及び外資規制関連情報の提出方法」を参照ください。

無線局に関する事項

② 「・事項書情報」から「・再免許に関する事項」へ変化します

☒無線局免許手続規則第16条の3の規定により、添付書類(事項書等)の提出を省略

再免許に関する事項

ヘルプ

追加

編集

複製

削除

↑

↓

選択	無線局の種別	局数	識別信号	免許の番号	免許の年月日	希望する免許の有効期限
----	--------	----	------	-------	--------	-------------

■外資規制の対象となる無線局に該当する申請の場合

事項書情報画面等の添付書類欄に必要事項を記入するとともに外資規制に関する様式及び添付書類を添付願います。

記載例等の詳細については、電子申請・届出システムホームページの「重要なお知らせ」の「令和5年4月20日から施行の改正電波法について（外資規制関係）」（令和5年4月20日）に掲載の「電子申請・届出システムによる電波法第5条に規定する欠格事由の記入方法及び外資規制関連情報の提出方法」を参照ください。

③ 「追加」を押下

④ 次の画面が開きます

申請書 > □再免許に関する事項

詳細ページ

全体ページ

申請 > 申請書 > 入力確認 > 入力完了
↳ 再免許に関する事項 1

■ 再免許に関する事項

・ 免許の番号/識別信号 必須 ヘルプ

追加編集複製削除デュアルモード

選択	免許の番号	識別番号

免許の年月日 必須 必須 年 月 日 必須
希望する免許の有効期間 必須 年 月 日 必須
備考

キャンセル

①「追加」を押下

② 次の画面が開きます

無線局に関する事項

無線局の番号 識別番号
無線局の呼称
無線局の所在地
無線局の運用者
無線局の運用時間
無線局の運用方法
無線局の運用状態
無線局の運用記録

申請書

無線局に関する事項

無線局の番号 識別番号
無線局の呼称
無線局の所在地
無線局の運用者
無線局の運用時間
無線局の運用方法
無線局の運用状態
無線局の運用記録



再免許事項

無線局に関する事項

無線局の番号 識別番号
無線局の呼称
無線局の所在地
無線局の運用者
無線局の運用時間
無線局の運用方法
無線局の運用状態
無線局の運用記録

申請書 > □再免許に関する事項 > □免許の番号/識別信号情報

詳細ページ

全体ページ

申請 > 申請書 > 入力確認 > 入力完了
↳ 免許番号/識別信号情報-1

■ 免許の番号/識別信号情報

• 免許の番号情報

免許の番号 関 K 第 99999901 号 ~ 第 号 ヘルプ

□電波法施行規則51条の10の5第2項第2号に掲げる期間内に当該無線局を廃止する

• 識別信号情報

区分 呼出符号

名称 ヘルプ

連番部

英字 必須 100000001 ヘルプ

補足 ヘルプ

キャンセル

OK

① 再免許する免許の番号を1つ入力

② 「呼出符号」を選択

③ 免許の番号に対応する「呼出符号」を入力

入力不要

入力不要

④ 「OK」を押下

⑤ 再免許事項に戻ります

申請書

再免許事項

再免許事項

免許番号等

[illegible][illegible]

申請書 > □再免許に関する事項

詳細ページ

全体ページ

申請 > 申請書 > 入力確認 > 入力完了
↳ 再免許に関する事項-1

■ 再免許に関する事項

• 免許の番号／識別番号 必須 ヘルプ

追加編集複製削除デュアルモード

	選択	免許の番号	識別番号
1	☐	関 K 第99999901号	100000001
2	☐	関 K 第99999902号	100000002
3	☐	関 K 第99999903号	100000003
4	☐	関 K 第99999904号	100000004
5	☐	関 K 第99999905号	

免許の年月日 必須 令和 7 年 10 月 1 日

希望する免許の有効期間 必須 年 月 日

備考

キャンセルOK

① 複数の免許の有効期間を更新する場合は、免許の番号を局数分繰り返して追加

② 免許記録に記載の免許の年月日を入力

③ 最長有効期間(5年)を希望する場合は入力不要
* 5年よりも短い有効期間を希望する場合に入力

④ 「OK」を押下

⑤ 申請書に戻ります

申請書

再免許事項



再免許事項

[illegible]

請書

[illegible]

申請書 > □申請手数料

詳細ページ

全体ページ

■ 申請手数料

無線局の種類別必須

簡易無線局

局数必須

5局

ヘルプ

空中線電力必須

5

W

ヘルプ

自動設定

一局当たり手数料必須

1650円

ヘルプ

※手数料は確定ではございません。完了後に送付される納付通知でご確認ください。

③ 1局あたり手数料の金額を確認

空中線電力が「1Wを超え、5W以下」:1,650円

空中線電力が「1W以下」:1,050円

OK

① 以下の内容を選択/入力

無線局の種類別 : 簡易無線局

局数 : (再免許する無線局数)

空中線電力 : (免許記録に記載の空中線電力)

*単位をWに変更してください

② 「自動設定」を押下

④ 「OK」を押下

申請書

無線局の種類別必須

簡易無線局

局数必須

5局

ヘルプ

空中線電力必須

5

W

ヘルプ

自動設定

一局当たり手数料必須

1650円

ヘルプ

※手数料は確定ではございません。完了後に送付される納付通知でご確認ください。

OK

① 以下の内容を選択/入力

無線局の種類別 : 簡易無線局

局数 : (再免許する無線局数)

空中線電力 : (免許記録に記載の空中線電力)

*単位をWに変更してください

② 「自動設定」を押下

④ 「OK」を押下

申請手数料

無線局の種類別必須

簡易無線局

局数必須

5局

ヘルプ

空中線電力必須

5

W

ヘルプ

自動設定

一局当たり手数料必須

1650円

ヘルプ

※手数料は確定ではございません。完了後に送付される納付通知でご確認ください。

OK

詳細ページ

全体ページ

前納の有無は、電波利用料の納付を「1年ごとに行う」場合と「初年度に一括して行う」場合で異なります

電波利用料を「1年ごとに納付する」場合

チェック不要

☐ 電波法第103条の2第14項
・電波利用料の前納

電波利用料の納付方法の変更の申出	☐ 有 ☒ 無
電波利用料の前納に係る期間	☐ 無線局の免許の有効期間まで前納します。(電波法第13条2項に規定する無線局を除く) ☐ その他 (年)

ヘルプ

電波利用料を「初年度に一括して納付する」場合

チェック不要

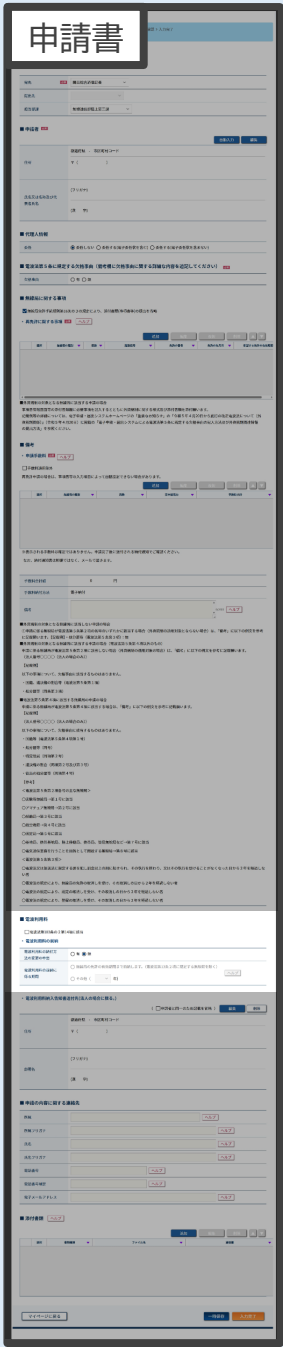
☐ 電波法第103条の2第14項
・電波利用料の前納

電波利用料の納付方法の変更の申出	☒ 有 ☐ 無
電波利用料の前納に係る期間	☒ 無線局の免許の有効期間まで前納します。(電波法第13条2項に規定する無線局を除く) ☐ その他 (年)

ヘルプ

① 初年度に一括して納付する場合は、「有」を選択

② 「無線局の免許の有効期間まで前納します。」を選択



申請書 - ・電波利用料納入告知書送付先(法人の場合に限る。)

詳細ページ

全体ページ

送付先の入力、納入告知書の希望する送付先を以前の住所から「**変更しない**」場合と「**変更する**」場合で異なります

送付先を変更「しない」場合

・電波利用料納入告知書送付先(法人の場合に限る。)

(☐ 申請者と同一のため記載を省略)

編集

削除

住所	都道府県 - 市区町村コード 〒 ()
部署名	(漢 字)

送付先を変更しない場合は、入力/チェック不要

送付先を変更「する」場合

送付先を変更する場合は編集から入力

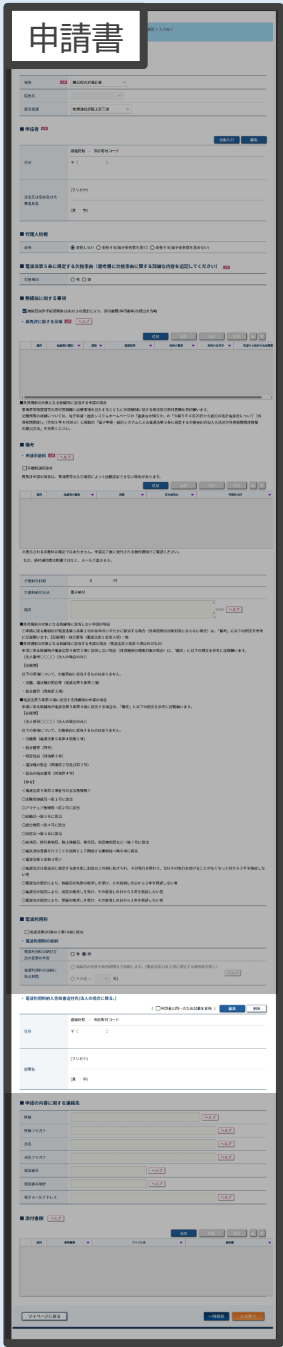
・電波利用料納入告知書送付先(法人の場合に限る。)

(☐ 申請者と同一のため記載を省略)

編集

削除

住所	都道府県 - 市区町村コード 13 (東京都) - 13101 (千代田区) 〒 (102 - 8795) 九段南1-2-1
部署名	(フリガナ) ムセンブ ムセンカ (漢 字) 無線部 無線課



再免許申請

[詳細ページ](#)

全体ページ

[illegible]

申請書

全体ページ

■ 添付書類

ヘルプ

追加

編集

削除

▲

▼

追加不要

▼

ファイル名

▼

通信欄

▼

マイページに戻る

一時保存

入力完了

[illegible]

登録局申請

■ 一時保存

ここまで入力したデータを一時保存する場合は、
一時保存名を入力して、「入力内容を保存する」ボタンを押してください。
一時保存名を入力しない場合、「タイトル未設定」として保存されます。
一時保存した申請を再開する場合は、「作成中の申請を再開」から保存時の一時保存名を選択してください。

一時保存名

タイトル未設定

ヘルプ

入力内容を保存する

■ 送信確認

データを送信する場合は、「送信」ボタンを押してください。
入力内容を確認・印刷する場合は、「内容確認」ボタンを押してください。
内容を修正する場合は、「編集」ボタンを押してください。

編集

チェック状態	済
申請者名	関東総合通信株式会社
宛先	関東総合通信局長

※ チェック状態が「未」となっているデータは、入力画面で「入力完了」ボタンを押していないため
データ・チェックが行われていません。
「送信」する場合は「編集」ボタンから画面を開き、

内容確認後、「送信」を押下

マイページに戻る

送信

内容確認

再免許申請の提出完了です。
職員による審査をお待ちください。